

令和7年度 第1回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和7年4月10日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第2号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第3号 農地法第4条許可申請書審議について
議案第4号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について（諮問）
議案第6号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について
議案第7号 甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について

5. その他

6. 出席委員

農業委員

1 番 本田 和登	2 番 奥村 恭代	3 番 本田真由美
4 番 上田 一之	5 番 坂本 秀孝	6 番 井本久美子
7 番 外村 和彦	8 番 野口 拓哉	9 番 永野 健一
10 番 井芹 康雄	11 番 緒方 知治	12 番 田端 孝士
13 番 赤星 龍己	14 番 岡本 篤幸	

農地利用最適化推進委員

田上 菊夫	井上 聖	田上 安幸	亀澤 英治	井上 誠也
後藤 孝一	草場竜一郎	本田 廣正	緒方 満之	上村 敦之

7. 欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

なし

8. 議事録署名人

1 番 本田 和登

2 番 奥村 恭代

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑一徳

事務局職員 美濃田知也、川端 勵志

会 議

1. 開 会

事務局長 では皆さん、改めましてこんにちは。それでは定刻を過ぎておりますが、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和7年度第1回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 岡本会長に御挨拶をお願いします。

会 長 皆様、改めましてこんにちは。先ほど皆さん方に自己紹介をしていただきました。それでは、冒頭述べましたように、会議の中にはベテランの方も数名いらっしゃいますが、3年間この体制で頑張っていきます。

私が言うまでもなく、最近の農政は非常に目まぐるしく変わっておりまして、農業・農村基本法が半世紀ぶりに改正をされました。それに基づいて新しい政策が4月からそれぞれ打ってこられます。また、農地法も一部変わる部分が幾つもあります。そういう意味では常にスクラップ・ビルドで、我々は勉強しながらといいますか、耳を傾けながら、新聞あるいはテレビ等で情報を得ていきたいと思っております。新しい情報につきましては、逐一皆様に御報告を申し上げてまいります。

それから、今回が初めての総会でありますので、初めてなられた方はパターンが分からないと思っておりますので、今回はですね、前回、3月に現地調査を行っておりますが、それに関しましては事務局で説明をしております。次回からは、それぞれ農業委員の皆さん方が現地調査を2名ずつ組んで行きまして、その方がこの総会の中でいろいろ御報告をしていただく、こういう形になっておりますので、今日はそのような意味では、パターンをですね、ああ、こういう形で行われるんだなというこ

とで勉強していただければと思います。

今日は議題をそこに2号議案から7号議案まで議題別に用意しておりますが、初めての会議でありますので、事務局からの説明が後段多くなりますが、こういうことが行われるんだなということを皆様にご存知いただければと思います。

3年間ではありますが、農業委員の皆さん、それから最適化推進委員の皆さん、全く資格は一緒でありますので、一緒に活動していきたい、このように考えておりますので、よろしく願いをしながら、冒頭に当たりましての御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 それでは、本日はまず第1回目であります。当然、1番委員の本田和登委員と、それから2番委員の奥村恭代委員に議事録の署名をお願いいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは早速、議事を進めてまいります。

議案第2号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いします。

議案第2号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和7年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会 長 それでは早速、審議に入りたいと思います。2ページをお願いします。

番号1番について審議したいと思います。

9番委員の永野委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の永野です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。3ページのほうに地図を添付しておりますが、前のスクリーンを御覧ください。前のスクリーンで御説明させていただきます。

こちらのほうに緑川が流れていまして、ここが日和瀬橋になります。こちらのほうに特別養護老人ホーム桜の丘がありまして、この桜の丘から東へ約540メートルの位置に対象地があります。

以上となります。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、9番委員の永野委員から、農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○9番 9番の永野です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、承認を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題ないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 従来であれば現地調査を行っております農業委員の方に説明をしていただくところですが、今回は農業委員の改選後の初めての定例総会でありますので、今定例会に限り事務局から説明をお願いします。

なお、現地確認は前会長、前の農業委員2名で行っておることを申し添えておきます。

事務局、説明をお願いします。

事務局 説明申し上げます。

前のほうに、現地調査をしたときの写真を添付しております。では、説明いたします。

先月の3月27日に、岡本会長と前5番委員の伊豆野委員と前6番委員の五嶋委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている土地は、大字西寒野に1筆あります。

申請地には、大根、白菜、ニンジンなど自家消費目的のための野菜の栽培を計画されています。周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

以上となります。

会 長 ただいま事務局から現地調査の報告、また、9番委員の永野委員から農地法第3

条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

初めてだからなかなか余裕がない部分はあるかと思いますが、おいおい会議に慣れていただければと思いますので。

なければ採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案のとおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

5番委員の坂本委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 では、説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンのほうで説明させていただきます。

こちらのほうに乙女小学校があります。こちらのほうに宇城鉄筋がありまして、この宇城鉄筋から西へ約310メートルの位置に対象地があります。

以上となります。

会 長 それでは続きまして、5番委員の坂本委員から、農地の所有権移転について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らして問題ないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当いたしません。

③については、これも該当しません。

④については、本人の従事日数は250日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないかと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

また先ほどと同じように先月3月27日に、岡本会長と前5番委員の伊豆野委員と前6番委員の五嶋委員と事務局で現地調査を行いました。

申請されている土地は、大字田口にある農地1筆です。

申請地には柿・栗の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

以上となります。

会 長

ただいま事務局から現地調査の報告、また、5番委員の坂本委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

本田委員、どうぞ。

○1番

1番ですけど、今これを見ますと、資料を見ますと、甲佐町に6,700平米ぐらいの土地を持っておられるようですけど、ほかの土地についても柿栽培をされとるとですかね。それがどの辺りにあるかということです。

事務局

事務局から申し上げます。

今、地図ですね、今回の申請地はこちらになりますが、前回の3月にこちら、この下、ここですね、ここも一緒に買われています。今回は前回の残地ということで、今回はここだけの申請で、合わせますとこれだけ買われておりますので、ここも一緒にされると思います。

以上となります。

○1番

そこも柿を植えたわけですね。

事務局

ここには柿は植えていないんですけど、今、整地をしていらっしゃいます。

○1番

ああ、整地だけ。

事務局

ここで重機が写真のほうに写っておりますけれども、これですね。今、許可が下りたので整地をされています。

会 長

本田委員、よろしいですか。

○1番

ほかのことに使われる予定はなかとですね。6,000平米ぐらいあるけんですね。

会 長

坂本委員、どうぞ。

○5番

本人というか、売渡人のほうにちょっと確認したところ、後ではそこを草を刈った堆肥置場というか、そういったことになりやせんとかというような話をちょっと聞いたので、お知らせしたいと。まあ、今の現地のところは栗を植えるような予定で、何かそういったことをちょっと聞いたもんだけんですね。堤防の草か何か知らんばってんが、その草を刈ったとを堆肥で作るとか何か、そういった話もちょっと売渡人のほうから聞いたけんですね、まあ、そういったことをちょっとお伝えしたいほうがいいかなと思ってからですね。

- 1番 その堤防の草をって、今ちょっと言われたんですけど……。
- 5番 堤防かどうかは分からんけど、堆肥作りというよな。
- 1番 堆肥も作られるということは、例えば堤防の草であれば事業系一般廃棄物になるわけですね。だけん許可が必要になると思いますけど、そういった場合は。その農地に置く場合は。そういったちゃんとした手続を踏まれていただけるならいいですけど、多分、今の言われる様な、ただ置くだけだったら事業系一般廃棄物になりますので、そういったことに対する対応も出てくると思いますので、御検討をお願いしておきます。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 事務局のほうで確認しているのは今のとおり、今回の申請につきましては柿と栗ですね。今、坂本委員さん、本田委員さんがおっしゃられたとおり、それであれば、またこちらのほうで確認してからその辺は事務処理したいと思いますので、そこはよろしく願いいたします。

会 長 まあ、申請はあくまでも言われたような申請で上っていますので、それから違うことになれば当然ですね、ここで諮ってから採決で決めますので、そういうことで対応していきます。

そのほかに何か御意見ございませんかね。

ほかにはないようでございますので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案のとおり決定をしまいたします。続きまして、番号3番について審議したいと思います。

7番委員の外村委員から説明をお願いします。

○7番 7番委員の外村です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。5ページのほうに地図を添付しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。

こちらのほうに龍野小学校があります。ここに龍野ふれあい広場があります。こちらの龍野ふれあい広場から北に約900メートルの位置に対象地の3筆があります。位置としては以上となります。

会 長 それでは続きまして、7番委員の外村委員から、耕作賃借権設定について農地法上問題がないか説明をお願いします。

○7番 7番委員の外村です。今回の申請は、申請人の元の借り手の方から耕作を続ける

のが難しいとのことで相手方に農地の管理について相談され、了承され、申請人からの承諾が得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

⑦については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

⑧については、該当しません。

⑨については、該当しません。

⑩については、本人の従事日数は100日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑪については、該当しません。

⑫については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。事務局から説明をお願いします。

事務局 その前にすみません、「権利取得が農家の場合」ですね、ちょっと番号が間違っただけなので、こちらの番号、このファイルにあります番号が正しい番号となります。申し訳ありません。よろしくをお願いします。

事務局長 今回の説明を補足しますと、外村委員が読まれたのが番号がずれていました。ラミネートの番号の①から⑥が正解ですので、すみません、失礼いたしました。

○7番 すみません、考えなしにそのまま読みました。お許してください。もう、思っていたばってんが。

事務局 申し訳ありません。

○7番 初めてという所でお許してください。

会 長 はい。じゃ、事務局、お願いします。

事務局 はい、申し訳ありません。

では、説明いたします。こちらは先月の3月27日に、岡本会長と前5番委員さんの伊豆野委員と前6番の五嶋委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字上早川にある3筆です。

申請地には米の作付を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

以上となります。

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局から現地調査の報告、また、7番委員の外村委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○7番 すみません、付け加えます。貸借人さんですかね、下のほうでもジャガイモば作

りよるですね、今、草ば肥料にしてジャガイモだとか今しよなんです。やけん、そのちょっと上のほうになるんですかね、今度の申請地は。

すみません、以上です。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

○12番 すみません、今のところは、3番のところはお米を作ってきました。1番の方は何を作られるんですか。第1の件、提供の件です。米ですか。

事務局 自家消費の野菜です。

会 長 それでは、会議を進めてまいります。

それでは議案第3号、農地法第4条許可申請書審議についてを議題といたします。
事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、6ページをお願いします。

議案第3号、農地法第4条許可申請書審議について。農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和7年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。

以上になります。

会 長 ありがとうございます。

それでは、7ページをお願いします。議案第3号、農地法第4条許可申請書審議調書の番号1番を審議したいと思います。

それでは、9番委員の永野委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の永野です。それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、御説明申し上げたいと思います。お手元の資料の8ページに地図を添付しておりますけれども、前のほうのスクリーンで御説明申し上げたいと思います。

まず、こちらが緑川が上流から下流と右に流れております。国道443号線、こちらに日和瀬橋で、桜の丘さんがこちらにございまして、申請地につきましては赤く示しておりますこちらとこちら、河川に面したところに2筆ございます。

場所については以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、転用申請に係る可否の判断について、9番委員の永野委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の永野です。それでは、説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地をシイタケ栽培用の原木を確保するために転用申請をするものです。しかしながら、既に許可を受けずに転用してしまった行為については、同時に始末書を提出されていることを申し添えます。

それでは、転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、河川と雑種地に接した公共投資の対象になっていない農地で、一団の端部に位置するものの広がり10ヘクタール以上あるため、第1種農地に該当すると思います。

②については、第1種農地の転用は原則許可することができないとされていますが、植林されて長年経過しており、ほかに適地はないため、例外的に転用は可能だと思えます。

③については、既に実施されているため、事業の現実性については問題ありません。

④については、三方を河川と雑種地に接しているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思えます。

⑤については、問題ないと思えます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、御説明申し上げたいと思えます。

3月の27日、先月です。前任の岡本会長、伊豆野委員、五嶋委員、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、大字西寒野字千才丸にある農地2筆で、広がり10ヘクタール以上あるため第1種農地に該当すると思いますが、周囲を河川と雑種地に接した端部に位置し、植林後長年経過しているため、転用は可能だと思えます。

会 長 ただいま事務局から現地調査の報告、また9番委員の永野委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、一団の端部に位置し、既に植林され、周囲の営農に支障はないため転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

田端委員。

○12番 すみません、12番ですけれども、今、写真で見ると、これは河川になるんですか。クヌギをもう植えてあるということで、何か続いていきそうな雰囲気なんですけど、違法で植林されている状態でしょうかね。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 一応、現況はこのようになっておりますが、登記地目は水田です。で、その右側のほうに河川敷がございます。で、際のところになりますので、先程申しました雑種地、ここには太陽光があるんですが、ここと河川区域とに挟まれた、ここは登記地目は水田で、そこに盛土をされて植林されたということに始末書ではなっております。

○12番 元の土地の水田所有者は誰なんですか。

事務局 ああ、御本人さん……。

○12番 御本人さんですか。

事務局 申請人が所有権者の方になります。

会 長 田端委員、よろしいですかね。無断転用していたわけですね、今まで。

○12番 いや、所有されているんだったら。

会 長 はい。それで、正式のあれをしていないもんだから始末書を取りますよと。そして、きちっとしていただきますよというような流れで今回上がっていますので、そういうことで御理解を願いたいと思います。

○12番 分かりました。

会 長 ほかに何かございませんか。

ほかにないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけ、県のほうへ送付をしまいたします。

続きまして、番号2番を審議したいと思います。

それでは、11番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の緒方です。それでは、番号2番について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

会 長 それでは続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げたいと思います。

地図につきましては、お手元の資料9ページのほうに添付しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

まず、現在私たちがおります甲佐町役場、その前を国道443号がこのように通っております。右側、甲佐高校。それで、今回申請された土地につきましては、この赤く示した土地でございます。

場所については以上でございます。

会 長 それでは続きまして、転用申請に係る可否の判断について、11番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○11番 続きまして、転用申請に係る可否の判断について、11番委員の緒方です。それでは説明します。

今回の申請は、申請人が農地の一部を駐車場にするために転用申請をするものです。

それでは、転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況としては、公共投資の対象になった農地で、広がり10ヘクタール以上あるものの、役場より500メートル以内にあるため、第2種農地に該当すると思います。

②については、第2種農地の転用は、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る目的を達成することができると認められる場合には原則として許可することができない」とされていますが、集落に隣接しており他に適地はないため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、資金計画書及び通帳の写しも添付されており、事業の実現性について問題はありません。

④については、土砂流出がないようL型擁壁を設置されるとされており、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われま。

⑤については、問題ないと思われま。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。事務局から説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げたいと思います。

先月3月27日に、前任の岡本会長、伊豆野委員、五嶋委員、事務局で現地調査を行いました。

先ほど緒方委員が役場から500メートルの場所に位置していると申し上げられた件につきまして、こちらが甲佐町役場、それでこの黄色い線が半径500メートルのラインで、その中にこの申請地が入っていることを位置図としてお示ししております。

申請地は大字横田字大町鶴にある農地で、役場より500メートル以内にあるため第2種農地に該当しますが、集落に接続しており、ほかに適地はないと思われるため、転用は可能だと思われます。

以上でございます。

会長 ただいま11番委員の緒方委員から現地調査の報告、また、事務局から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、集落に隣接しており他に適地はないと思われるため、転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

本田委員。

○1番 1番です。この申請人は個人で出している、個人の名前でしてありますけど、「駐車場を要する」となっていますが、何か利用されとつとですかね、個人で。

会長 事務局、お願いします。

事務局 本田委員の質問については、一般家庭の御家庭でございます。で、御自宅がこちらにございまして、表側に駐車場が1台分、御自身の1台分しかなく、子供さん、親戚の方が来られたときに、ほかの知り合いの方の空き地とかそういうところを借りていらっしゃって駐車場が不足しているので、この自分の、周辺で農地以外のところを探されたんですが、一番近くで自分の田んぼ、水田しか適当な土地がなかったんで、その一部、最小限必要な3台分程度を確保するために、御自分の農地を駐車場用地として転用したいという申請でございます。事業はされておられません。

会長 本田委員、よろしいですか。そういう理由です。

○1番 はい。

会長 ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成でございます。それでは、番号2番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけ、県のほうへ送付をさせていただきます。

それでは、続きまして議案第4号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、10ページをお願いします。

議案第4号、農地法第5条許可申請書審議について。農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請がありましたので、意見の決定を求めるものでござ

います。

令和7年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会 長 ありがとうございます。

それでは、11ページをお願いします。議案第4号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番を審議したいと思います。

それでは、11番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の緒方です。それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 説明申し上げたいと思います。地図につきましては、お手元の資料12ページのほうに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

まず、先ほども出ました甲佐町役場がこちらでございます。そして国道443号線、甲佐高校、そして今回の申請地がここに赤く示しているところでございます。ちなみに、4条の2番の方の500メートルの図に当てはめると、やはり半径500メートル以内にこの申請地が入っております。

場所については以上でございます。

会 長 それでは続きまして、転用申請に係る可否の判断について、11番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の緒方です。それでは、説明します。

今回の申請は、申請人が農地を有償で譲り受け、新たに資材置場及び駐車場を建設するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、役場より500メートル以内にあるため、第2種農地に該当すると思います。

②については、第2種農地の転用は、「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められる場合には原則として許可することができない」とされていますが、既存施設に隣接しており他に適地はないため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、資金計画書、通帳の写しも添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、土砂の流出がないよう周囲にコンクリートブロックを設置するとされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われま

す。

⑤については、問題ないと思われま

す。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長
事務局

現地調査を行っております。事務局から説明をお願いします。
それでは、御説明申し上げます。

先月の3月27日に、前任の岡本会長、伊豆野委員、五嶋委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字横田字鬼丸にある既存施設に隣接した農地1筆で、第2種農地に該当しますが、ほかに適地はないため、転用は可能だと思います。

会 長

ただいま事務局から現地調査の報告、また11番委員の緒方委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイ及びロのいずれにも該当せず、他に適地はないと思われるため、転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

それでは、なければ採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号1番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけ、県のほうへ送付してまいります。

それでは、続きまして議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定による聴取についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

それでは、13ページをお願いします。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について、別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和7年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の14ページをお願いします。

甲農第2221号、令和7年3月25日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について（諮問）。

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19

条第3項の規定により、農業委員会に意見を聞くこととなっておりますので諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和7年6月1日貸付け開始分の申請です。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画につきましては、田が8筆の1万623平米、畑が4筆の3,640平米となります。

委員の皆様には審議していただくのは、新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

会 長 ありがとうございます。

それでは、15ページをお願いします。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定による聴取について審議をいたします。

番号1番について審議したいと思います。

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置を説明します。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明申し上げます。

こちらのほうに高速道路がありますね。御船町から来る高速道路が通っておりまして、こちらが緑川パーキングエリアとなります。この緑川パーキングエリアから南へこちらは約270メートルと、一番遠いところで南へ約520メートル、緑川パーキングから南のほうに、このように点在しております。

以上となります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1の相手方は農業者で、主に米・樹苗の作付をされています。今回の申請地にも樹苗の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

以上となります。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

外村委員、どうぞ。

○7番 ここは畑でしょう。この申請地ちゅうのは畑でしょう。10アール当たりの単価がえらい、1万5,000円ってしてあるけど、田と変わらんとですたい。

事務局長 10アール当たりがですね。

○7番 うん、反当たりのが畑ばってんが、まあ契約するときのあれだけん、そげん言わせばそげんなつとるんだらうばってんが、えらい高うなつちよるんで。中間農

地機構が入っとらすけん、そげんべらぼうなことは言って無いだろうばってん、畑でえらい取ってあるねって思ってですね。

会 長 事務局、何か回答ありますか。

事務局 これはお互いの契約、相談、協議になりますので、こちらのほうの値段に今回はなっております。

○7番 ああ、それと、まだ不思議でたまらんところは、去年は反の1万二、三千円、1俵が1万二、三千円だったのが今年は2万4,000円、3万、4万になりよるけん、この小作ですね、1万5,000円としとらすのはそのままばってん、1俵で指定してあるごたところ、60キロでしてあるところはあるじゃなかですか、そのままじゃなかですか。すると今度は、1万2,000円とか1万円とか値段でしてあったところは、今度は、今年はどぎゃん。その辺が、話がまだ全然ないんですか。

会 長 あのですね、外村委員、前回もおられたから十分御存じだと思いますが、賃貸の関係とか、あくまでも当事者間と、貸す人と借りる人の話合いですから、農業委員会ではここは幾らですよと……。

○7番 ああ、そういうあればってん、中間管理機構が入っとるけん、そげんべらぼうなことはしてなかったばってんが、その辺の資料というか、大体幾らぐらいですよというごたとはなかとかなと思ってから。

会 長 それに関連してですね、今年がちょうど10年になりますので、契約の更改の時期になりますので、そのときに新たにそこら辺は議論されると思います。もうおいおい、それはちょっとずつしていますので、各法人さんのところで、個人的なあれですから、そのときに今おっしゃったような感じで、米の値段も上がっとるから、そこら辺も含めてですね、恐らく向こうもその辺の考えがあると思いますので。

○7番 だけん今からですね、決まっていくのはですね。

会 長 そういうことになっていくと思います、はい。

○7番 すみません、要らんこと言って。

会 長 いえいえ、ありがとうございました。

ほかに何かございませんか。田端委員。

○12番 すみません、先ほど●●さんという方が米を作られていると聞いたんですけど、ここの地図でいくと、水田にされるんでしょうか。どうですか。

事務局 ここは樹苗農園です。木の苗。

会 長 ほかに何かございませんか。

○7番 すみません、木の苗ば植えられるならまだ何年かはかかるけん、それで1万5,000円払われるのは大変と思うばってんな。すみません、これも要らんことでした。

会 長 それでは、ほかにないようでございますので、採決を行いたいと思います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらから嘉島から来ています、県道嘉島甲佐線が来ておりまして、こちらのほう、左側に吉田の集落があります。こちらの吉田の集落から南へ約100メートルの位置に対象地があります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号2番の相手方は認定農業者で、主に米の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。

以上となります。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

田端委員。

○12番

1個前でいいですか。隣も田だと思んですけど、こっちの田の排水はどうやって通るんですか。排水系はありますか。こっちが排水路だと思んですけど。この一帯が■■さんですよ、こっちも。それはこっち、今度は吉田ファームでしょう。吉田ファームが米を作るんでしょう。そこの中を、隣の排水を通すんですか。

○7番

これは、あぜは切つてあるとでしょう。

事務局

はい、あぜはもう切つてあります。

○12番

あぜ。

事務局

あぜは大体もう切つてありますですね、現地確認して。

○12番

手前が用水だと思んですけどね。用水は入るか知らんけど、排水は通れる。こっちに排水が別にあればいいんですけど。ただ、こっちの土地も■■さんですよ。部分的なですよ。まあ、筆的には1筆なんだろうけど。だけん、こっちは■■さん……。また後で出てくるかな。ああ、出てくるな。出てきますね。だから、違うところがそうですよね。後でいいです。多分出てくると思います。すみません、結構です。

会 長

ほかには何か御意見ございますか。

それでは、採決を行いたいと思います。原案のとおり決定することに賛成の方は

挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

○12番 すみません。さっきの話で、後の番地が違っているのもう一回、さっきの排水がどうなっているか教えてください。こっちの2の田んぼ。どこに排水を流すんですか。こっちが誰の土地か知りませんが、まず、こっちは■■さんですか、右も。別の……。こんな質問していいのかわかりませんが。

会 長 今ちょっと調べていますので。

事務局 ちょっと、また後日確認してきてよろしいですか。

会 長 はい。じゃ、質問については後日、確認して回答いたしますので。

それでは続きまして、番号3番について審議したいと思います。

改めて、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。

先ほどの近くなんですけれども、こちらのほうに県道嘉島甲佐線が通っています。こちらのほうに吉田の集落があります。こちらの吉田集落から南側に、このように5筆点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号3番の相手方は御船町の認定農業者で、主に米・麦の作付をされています。今回の申請地にも米・麦の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま。

以上となります。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○7番 すみません、米・麦ですか、作んなつとは。

会 長 事務局。

事務局 申請のほうでは、はい、米と麦の作付を計画されております。

○7番 今、1反7畝ぐらいか、1,700だけん今。機械はどげんしよつとですかね。御船から持ってこらすやろか。今から9,000……。えらい広かけんですね、1町ばかりあるけん、太か機械ば持ってこらすやろうけど。

会 長 事務局、分かる。●●さんは御船町で大きくされているから多分、持ってこられ

ると思います。

○7番 持ってこらすとでしょうね。

会 長 吉田にも随分入り込んでおられますから。

○7番 やけん、ジャガイモされてたのとはまた別ですね。

会 長 それは別です。

なければ、採決を行いたいと思います。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については原案のとおり決定をしまいります。

続きまして、最後ですかね、番号4番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに県道宇土甲佐線が走っていきまして、こちらにグリーンセンターがあります。このグリーンセンターから南東へ約140メートル、ここから140メートルの位置に申請地はあります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号4番の相手方は、嘉島町に本店所在地を構える株式会社で、主にサツマイモの作付をされています。今回の申請地にもサツマイモの作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。

以上となります。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

坂本委員、どうぞ。

○5番 再配分と、いろいろ理由がしてありますが、何か詳しい内容が分かったらよろしくをお願いします。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 こちらのほうはもともと、別のほうに貸しておられたんですけど、その方が作らなくなったので、今回の譲受人の方が作られるようになりました。そこの残りの期間の、その分の再配分となります。

会 長 よろしいですか。よろしいですかね。

○5番 はい。

推進委員 ちょっといいですか。要は、はっきり分からんとやけど、ここね、前ね、植木を植えていたんですよ。最近、植木を片付けてあるんですよ。で、誰が地権者か分からなかったんですよ、この前調査のときに。そしたら一応この人が出てきているから。で、今度ここにサツマイモを植えるの。それともジャガイモを植えるの。

会 長 事務局。

事務局 サツマイモの植付けも計画されています。

推進委員 ちょっど手入れが悪いとかなんですか。

会 長 その再配分の意味が分らんとということでしょう。

推進委員 はい。その再配分というのは前植えてたということですか。

○1番 もういっちょ分かりやすい説明ばせんね。前どやんしよった。

事務局 前ですね、実際、▲▲農園さんのほうに……。

会 長 事務局。

事務局 もともと、こちらのほうは▲▲農園さんのほうに貸し付けられていたんですけど、ちょっともう作らないということで、次ぎの方、この申請者の方が作られるようになりました。で、この持ち主の人にですね、本来でしたらまだ先だったんですけど、この持ち主の人が、ここは一回、持ち主の方と公社の方が最初、農業公社を介しますので、もともと持ち主と農業公社の人が貸借を結んでいたんですけど、ここの持ち主の方に連絡が取れなくなりまして、▲▲農園さんが作れなくなって、一回解約をされたんです。その後、その持ち主の方と農業公社のほうでの合意解約はできたそうです。で、その残り期間のやつを、今回この申請者の方が借り上げるということで、その分、その残りの期間の分を、こっち側のほうにあります貸付年数が2.01か月になっておりますけれども、そのほうでまた貸付けをされて、その分の再配分となります。

会 長 貸付期限が途中で切れたから、その残りの分を再配分していきますと、こういうことかな。何かそんな感じですね。

○7番 だけん、5年、10年というのは、あと残りが2年しかなかばってん、そのままそれでいっていくんですね。少し分かり安か説明ばせな。

○4番 何言いよるかいっちょん分からん。

事務局 申し訳ありません。

○12番 それは農業公社が判断するんですか。受けている人が「もう作らんけん」とか言って農業公社に言うじゃないですか。その次の後を見つけるのは、農業公社が見つかるんですか。それかお互いで決めておいて、名前だけを変えると。こういうやり方できるのかなと思ったもので。途中やったら解約なら解約で、また新規にしたほうが一番素直だと思うんですけどね。再配分というのは。

会 長 基本的にはそうだと思うんだけどね、農業公社じゃなくて、この▲▲さんか、▲

▲さんが残るとその分があるなど、多分ネットか何かで見られてされたと思います。で、残りは、じゃ私が作ろうと……。ああ、これか、J D I か。それがあるなら分かるけど。

○12番 J D I というところも何も接点なかったんでしょう。それでぼこっと入ってくるというのが、ちょっとよく分からなくて。

会 長 接点は、もちろんオープンにしていますから。

○12番 ああ、オープン。

会 長 はい。後からそこに入って、空いているものは入れるように今。そういうあれで J D I さんが……。

○7番 それなら、もう新規でしたほうがよさそうだけどね。

会 長 前の契約が切れてたのは切れてたけど。

○7番 やっぱり生きとるということでしょう。そこに入っているということは、10年なら10年がまだ生きとるということでしょう。そうすると話が戻るばってん、それが1万円なら今は2万円ぐらい取ってよかばいという話ですよ、話は戻るばってん。以上です。

会 長 じゃ、以上になりましたが、そういうことで御理解願いたいと思います。

それでは、番号4番については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、最後ですかね。

○12番 だけど、2番のやつはもう一遍するんですか、排水の件は。

会 長 ちょっと今……。

○12番 承認になっているんですかね、これ。24ページの。

会 長 さっきの件、排水の件。

事務局 さっきの件は、所有者は別の方なんですけれども、そこの横のほうをファーム吉田さんが作られておられるということです。今はこっちですね。

○12番 ああ、それだったら結構です。

○7番 米を作られているんですか。

○12番 米、米です。

○7番 3畝にですか。

○12番 ファーム吉田が、ファームがしよるんだって。

○7番 ああ、ああ。

○12番 で、こっちをファームが一体的に。

○7番 だけん、あせば切つてあるけん、そういうことですよ。

○12番
会 長
事務局

そういうこと、そういうこと。畔を外してある。
それでは、続きまして番号5番について審議したいと思います。
事務局から説明をお願いします。
説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。
こちらのほうに、御船のトンネルから甲佐町に行く国道443号線が通っておりまして、こちらが糸田の集落になります。で、この糸田の集落から東へ、こちらですね、糸田1073の下川原のほうは東へ約130メートル、この集落から糸田夫ノ田2029、こちらですね、のほうは、こちらの集落から北のほうへ約300メートルの位置になります。
以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から5番についての説明があったところです。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。御意見ございませんか。
それでは、質問はないようでございます。
それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号5番については原案のとおり決定をいたします。
それでは続きまして、議案第6号、令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)の決定についてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局長

それでは、22ページをお願いします。
議案第6号、令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)の決定について。
令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)を作成したので、意見の決定を求めらるものでございます。
令和7年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
以上になります。

会 長

ありがとうございました。
それでは、事務局から最適化活動の目標の設定等について説明をお願いします。

事務局

それでは、説明申し上げます。23ページをお願いします。
令和7年度最適化活動の目標の設定等について御説明いたします。
こちらは国のガイドラインを基に作成しております。
まず1番、農業委員会の状況です。

農業委員会として、農業委員は14人、農地利用最適化推進委員が10名となっております。

2番、農家・農地等の概要です。

こちらは農林業センサス等の各種統計の値を記載しております。

総農家数752、甲佐町の認定農業者数83、認定新規就農者数が6名、農業参入法人ゼロとなっております。また、耕作面積につきまして1,190ヘクタールとなっております。

次ページをお願いします。24ページをお願いします。

最適化活動の目標です。

1 (1) 農地の集積についてです。

現状といたしまして、管内の農地面積は1,190ヘクタール、これまでの集積面積については696ヘクタール、集積率は59%となっております。

目標につきましては、新規集積面積が38ヘクタール、今年度末の集積面積の累計、こちらはこれまでの集積面積と今回目的とする38ヘクタールを足した合計の734ヘクタールとしております。今年の集積率としまして62%を設定しております。

(2) 遊休農地の解消についてです。

現状としまして、1号遊休地が73.2ヘクタールで、うち緑区分の遊休農地面積——こちらの緑区分の遊休農地といいますと、今は荒れているけど草刈り等の処理で直ちに耕作可能な農地が緑区分としております。こちらの緑区分の農地につきましては32.5ヘクタール。

黄色区分——こちらの黄色区分といいますと、先ほどの緑区分に比べましてちょっと重い、今回は重機等を入れれば耕作ができるという遊休農地になります。こちらにつきましては40.7ヘクタールとなっております。

目標につきましては、既存の遊休農地解消といたしまして、緑区分、草刈りなどで直ちに耕作可能な農地につきましては、令和3年度緑区分の遊休農地面積の5分の1が目標となっておりますので、こちらが6ヘクタールとなっております。

次ページ、25ページをお願いいたします。

(3) 新規参入の促進につきまして、現状としましては、令和6年度の新規参入者はゼロ経営体でした。

また、目標につきまして、令和4年から6年度の権利移動面積の平均の10分の1とすることが国のガイドラインとなっておりますので、こちらの平均が22ヘクタールの10分の1の2.2ヘクタールとしております。

2番、最適化活動の活動目標につきましては、農業委員の方、最適化推進委員の方が最適化活動を行う日数目標は、令和7年度につきましては、昨年同様1人当たりの活動日数に月当たり9日を目標としています。

(2) 活動強化月間の設定等につきましては、こちらは非農地通知候補の現地確認と、この非農地現地確認によって通知を対象者の方に送付することを考えております。

(3) の新規参入相談会への参加目標につきましては、甲佐町役場で随時行っている相談、窓口の相談ができていますので、参加していただくことを目標と記載しております。

すみません、ちょっと早口になりましたが、事務局からは以上となります。よろしくお願いいたします。

会長 ただいま事務局より最適化推進活動の目標等についての説明があったところです。初めて聞かれる、あるいは目標を聞かれるということで、非常に戸惑いもあるかと思いますが、何か御質問はございませんでしょうか。

推進委員 私からいいですか。

会長 田上さん、どうぞ。

推進委員 新規参入者、4年が4人、5年が1人、6年がゼロになっている。さっき米価の話が出たけど、連動するんですね。今の米価が2万4,000円か、果たしてそれで新規就農者が増えるかということ、恐らくそれは無理なんじゃないか。まず機械の価格が1.5倍になっている。それと燃料代がまたそれぐらいで、肥料代も上がっている。果たしてどれぐらいが適当な米価なのか、今非常に検討されていると思います。それで、安易に農業委員会の中でこれぐらいの金額とか、非常に説明しにくいだろう。まあ、後継者が残る米価、それぐらいを表現しないとなかなか厳しいのかなと、私個人で思います。

以上です。

会長 何か事務局、その回答があれば。

今、田上推進委員が述べた問題は非常に大きな問題だと思います。全くそのとおりだと私は思っています。冒頭、挨拶の中で申しましたように、この国の基本計画の中で、新しい日本の農業を変えたい、構造の体系を変えたいという目標が今うたわれております。それでどういう形で構造が変わるのか分からんけど、まさに構造を変えていかんといかん。ただ、米価等については我々が幾らにしろと言ったってこれは無理ですから、あくまでもこれは先生たちを通じて国のほうに上げていく、こういうことはできると思うんですね。

だから、5月には全国の農業委員会の会長と事務局長会議があります。全国の自治体から約2,000ほどの参加者がありまして、大講堂の中です。その後、国会議員の先生等と意見交換会がありますので、私は例年その会議に行ったときはですね、前回も上げましたが、皆さん方の意見等を取りまとめながら、先生たちにこつこつと要請といいますか、現場はこうだよというようなことで発言をしてくる

ところですが、今までもですね。

前回の中でも一番の効き目があったかなと思うのが、水田の畑地化の問題ですね。5年水を張れんと駄目だよと、口を酸っぱく言うんですね、それこそね。ところが現場で水を張るって簡単に言うけど、非常に労力だよと。何のために張るんですかということで、そこであと水を張らんと、交付金、その他の作物を作ってもやりませんよ。こういうことですから、補助金作成ですから、そういうことも言いながら来ているんです。そしたらもう案の定、今の農業情勢の中では、畑地化の問題も、もうペナルティーもなしよというようなことになっておりますので、やっぱり私たちの意見もそういうことで申し上げていきたいと思っておりますので、今言われました米価の問題とか後継者の問題、非常に大きな問題と思っておりますので、意見としてはそういうことで、今年も言ってまいりたいと思っております。

推進委員 ついでです。国が自給率を下げると言っているけれども、実際はどうなんですかね。今日この会場に、生産組合の長の方々が来ておられるので御意見を聞きたい。組合がもうかっているのかどうなのかというのを、ちょっと上村さん、本田さん、ここにおられるけん。サカモトさんも一緒ね、生産組合のほうで収入が上がっているのか、その辺ちょっと解説があれば。現場の声が皆さんに伝われば。

推進委員 もうかってはおりませんが、一応、交付金の交付を頂いて何とかいうところですか。法人として交付金が、補助金をもらっておると。それで何とかやりくりをしているというところですか。一応、法人としてはですね。

会 長 坂本さんはどうですか。

○5番 一応、今、上村さんが言ったようなことではありますが、一応、田口としては、面積が20町以上あるんですかね、今耕作しよるのが。まあ、どうにか機械代を払っていきながら、採算に合つとるといような状態です。

会 長 本田さん、何かありますか。

推進委員 基本的にはニラはやめました。で、これは私は一番最初からやめろという話をしたんですね。それ以外は全部黒です。というのは何をやったかというのは、米・麦・大豆ですね。大豆は団地化をずっと進めてきました。それをすることによってプラスアルファが出ます。あとは何もしないところには全部麦を植える。100%麦を植えています、苗床以外はね。

それでこの2年間、要するに仕事した人、従事分量配当でお金を少し払っています。だって結局、仕事する人は幹部なんですね。ほとんど仕事しない人が多いものですから、仕事した人についてはこの3年間、従事分量配当でお金を払っています、利益の中から。ただ、今年はまだ決算が終わっていないから分かりませんが、そういうふうに、どうしたら結局補助金をもらえるかというのが基本施策なんですよ。

必ず私が見るのは、誰が何を植えるというのを全部見ます。そして、「ごめん、変

えて」というやり方がないと、結局、田口の中には畜産農家が入っているんですね。その場合に集団化するのは物すごく難しいんですよ。だから、WCSの後に豆なんか植えたら、これは大変な仕事になってしまいます。そういうようなことで、何を植えるかということで、ある程度場所を決めながらやっているというのが現状です。

私からは以上です。

会 長 ありがとうございました。

今、法人の代表さん方からいろいろ御意見を承ったわけでありまして。私も農事組合法人元白旗というところで経営の関係、会計をやっています。自分も10年やっていますけど、法人としては毎年、黒字です。正直言いまして、そういう経営をしています。それもやっぱり交付金、補助金がなければ赤字です。それが非常に大事だからですね。日本の場合、交付金、補助金なんかは世界で比べてみますと低いほうですね。よその諸外国はもっと交付金が高くなっていますので。

やっぱりそうしてでもせんとですね、先ほどお話があったように自給率は上がらないんですよ。もう半世紀以上たっていますけど、自給率は50%ぐらいあったのがもう今は40%を切って三十七、八%ですか、そんな世界ですから。この問題をですね、先ほど言った、農業委員会の中で先生方に「何やってるんだ、全然上がらないじゃないか」と。平成16年以降ですね、たしか私の記憶にあるのは、農林水産関係で16兆円ぐらい使ったんです。使っていながら全然上がらない。おまけには会計検査院から指摘を受けて、「何やってるんですか、金ばかり使って」と、こういう指摘を受けて、やっと今年の自給率の中から検証していきますよと、ここまでは出ているんですね。

そのほかに、いや、今年は摂取カロリーベースも取り入れたりとかですね、何か目先を変えるような言い方書きぶりがあっていますので、ここを中心にしながらですね、今年もありますけど、幾つかの大きい問題は発言してまいりたいと思っておりますので、言ってきたとおり、この農業委員会の会議の中で御報告は、前回もいたしましたけど、今年も御報告する予定にしておりますので、意見はその場で、発言されている内容については十分に反映してまいりたいと思います。そういうことでよろしく願いいたします。

○7番 すみません、いっちょ。今、備蓄米ば放出したっちゃやっぱり足らんけんちゅって、米の値段も下がらんじゃなかですか。そうすると今、減反は一応、名目はしよらんじゃなかですか。そればってんが、あれは何ですか、飼料米、すみません、出てこんやった。飼料米でやっぱり8万とか10万とか補助が出て、米ば作らんで飼料米を作っても、一応名目は米になっとつとだろけんあればってん、そげんだけど、減反はしよらんばってん、結局は減反と一緒にごたる感じで8万円補助をしようけん、結局は一緒にたいな、減反しよらんと言うばってん。そして今度は、今年は、面々

の人に聞いたかばってん、飼料米を作るよりは米のほうが上がりやせんとかなど
思いようばってんが、その辺はどげんですか。

推進委員 ちょっと難しい問題があるんですね。うち、今の法人でね、飼料米じゃなくて米
粉米を作ったことがあるんですよ。これ、期間がずれるんですね、収穫時期が。そ
したら大豆の収穫とダブってくるんですよ。そして種類が違うもんだから、なかな
か大きくなるらないというのがあります。で、今日ちょっとネットを見よったら、飼
料米を何か食用で出すような、今日はネットの中で見ました。そのために今度困っ
ているのがね、養豚農家。養豚農家はその飼料米で豚を飼ってね、いい肉の質を作
ろうとしているところが逆に今度困るという問題が、今日のネットの中でありまし
た。私は米の問題をずっとね、面白いからいつも読んでいますけど、非常に難
しい問題がいっぱいあるんですよ。だから、飼料用米は普通の米植えるから食べれ
るんですね。作る人の●●。それも備蓄になるんですよ。

会 長 まあ、備蓄米を21万トン出したけど、なかなか現場のほうでは……。

推進委員 分からないですね。

会 長 下がらないですね。一部では大体、3,500円程度で出ているところもあるみたいで
すね。

推進委員 あるみたいですね。

会 長 だから今度は、石破さんも8月まで毎月出していくよと。出してもですね、それ
がどれだけ価格に反映していくか、非常に難しいですね、これ。だから、米政策そ
のものが難しい岐路についていると思います。今までは減反、減反と言ってきたけ
ど、そのツケが今来ているような状況ですからね。だからもう、後で農家で米を作
れと言っても、なかなか高齢化と後継者不足とで、どうしてもできないかもしれな
いですから、はっきり言って。大規模農家云々で大規模で作ってするかもしれんけ
ど、どれだけカバーできるか分からんですね。だから、識者のあれでいくと令和30
年になれば、ああ、平成30年か、外国から流入する世代が来るよと、こういう言い
方をしている人もいますから、非常に難しい農政の中にあると思います。意見はい
ろいろあろうかと思いますが、まとめていきたいと思います。今御意見を伺った分
は十分反映してまいりたいと思います。

それで、私たち農業委員あるいは最適化推進委員につきましては、農業委員会等
に関する法律の改正による責務と、農地利用の最適化に取り組む業務として位置づ
けられて、強化も図られているところです。したがって、この中で令和7年度の最
適化の目標としましては、一つには担い手への農地の集積、それから二つ目に遊休
農地の解消、三つ目に新規参入の促進、それから四つ目に最適化活動を行う日数、
それから五つ目に活動強化月間の設定、六つ目、最後に新規参入相談会への参加等
について説明があったところですが、この目標に向かって、私たち農業委員会では

しっかり活動を進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様方の御協力を切にお願いするところです。

先ほど申しましたように、承った御意見等については、十分上部のほうへ反映してまいりたいと思います。そういうことで、活動目標の設定等につきましては、皆さん方からよければ、原案のとおり決定することに賛成をしていきたいと思っておりますので、賛同の方は挙手を願いたいと思っております。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認めます。農業委員、最適化推進委員、一緒になってこの目標に向かって進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

あともう一つありまして、最後の議題です。甲佐町農業委員会の業務スケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、27ページのほうをよろしく申し上げます。

これは令和7年度甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)でございます。

まず、一番上が一般事務。今回、農業委員の改選につきまして、4月1日に臨時総会を行っております。通常定例会は毎月10日に行われます。下の方に農地の権利移動、農地転用等の現地確認、審査、定例会での説明、また審議などを行います。

農地等の利用の最適化推進につきましては、本年度も農地利用状況調査の実施、遊休化している農地について利用意向の調査、また評価結果を先ほど示していただきましたが、非農地化についても進めてまいりたいと思っております。

研修につきましては、まず8月に農地利用最適化推進大会、1月頃に農業委員会ブロック研修会と、2月頃に農業委員会の女性委員の研修、これらにも参加していきたいと考えております。

地域計画につきましては令和6年度に策定しております。計画は毎年見直しがありますので、委員の皆様につきましては、農地の情報の収集等をよろしく願いいたします。

また、部会についてですけれども、それぞれの部会において活動していただくこととなります。直近の4月につきましては、例年、標準作業賃金の決定を営農対策部会で行いますので、日程調整のほどを後ほど行いたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上、簡単ですけど説明を終わります。以上となります。

会 長

ありがとうございました。

○4番

すみません、ちょっとトイレ行ってよかですか。

会 長

はい、どうぞ。

○4番

すみません。

会 長

じゃ、ここですらね、ちょっと長くなりますので、10分ぐらい休憩をいたします。

40分から再開いたします。

あと、研修も予定しておりますので、県の農業委員会から講師の方が見えていますので、そちらもありますので、よろしくをお願いします。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時40分

会 長 それでは、再開をいたします。

先ほど事務局から7年度のスケジュール（案）についての説明があったところです。あと、会議の予約が詰まっておりますので進めてまいります。

私たち農業委員あるいは農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条及び第17条の規定に基づきまして、町長からの任命や、あるいは農業委員会からの委嘱を受け、本年度（令和7年4月1日）から甲佐町農業委員会として様々な業務を行ってまいります。

その中でも特に、一つ目としましては農地行政の適正な執行、それから農地利用の最適化の推進を図ることを最重要な業務として位置づけ、活動をしてまいります。

本年度は委員として任命、委嘱期間3年間のうち初年度になります。農地利用の最適化の推進が図られるよう、農業委員会活動を進めてまいりたいと考えております。委員の皆様の御協力を切にお願いをいたします。

具体的には、ただいま説明をしていただきましたように、一つ目には、定例会における農地移動等の厳正な審議、それから二つ目に、農地法に基づく担い手への農地利用の集積・集約化の推進、それから三つ目に、農業者の将来の生活設計に役立つ農業者年金への加入推進、四つ目に、甲佐町の農業振興が図られるよう各種会議等への参加、それから最後に、農業委員、最適化推進委員の資質向上を目指した研修会等への参加などに取り組んでまいります。

甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）につきましては、今申しましたように、私たちが活動する令和7年度のスケジュールとして原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。それでは、原案のとおり承認をいたします。

以上で本日予定をいたしました議案は全て終了いたしました。この後から、今回が初めてでありますので、事務局からの連絡事項がありまして、その後、県の農業会議からの研修を予定しております。当初は1時間ぐらいでお願いしましたが、時間も差し迫っておりますので、はしょって半分ぐらいにさせていただきよう、先ほど事務局から申し入れていると思いますので。

それでは事務局から、今後のスケジュール等についてよろしくをお願いします。

事務局 では、まず次回の定例会の日程から決めさせていただきます。

毎月、原則10日となっておりますが、5月10日は土曜日ですので、前日の5月9日金曜日に開催したいと思いますが、いかがでしょうか。時間は本日と同じように、お昼1時半からでよろしいでしょうか。13時30分から、午後1時半からでよろしいでしょうか。

○1番
事務局

議案が少なかならよかばってん。

ちょっとまだ、毎月25日までの申請がありますので。

では、次回の定例会は5月9日金曜日、午後1時半から、場所はこちらの「ろくじ館」研修室のほうで行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それに基づきまして、この定例会に関わる現地確認についてですが、担当委員は岡本会長と、順番の1番の本田和登委員と2番の奥村恭代委員にお願いしたいと思っております。定例会の資料の作成等から逆算しますと、4月28日月曜日にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。時間はお昼からになります、よろしいでしょうか。4月28日、午後1時10分から。

会 長
事務局

午後だったら大丈夫。その日は地域再生協が行われるけんね。

では現地確認、本田委員、奥村委員、よろしいでしょうか。

では現地確認につきましては、4月28日月曜日、午後1時10分に農政課、農業委員会の窓口にて、現地のほうを見ますので長靴を履いてをお願いします。

続きまして、今年ですね、令和7年度の標準作業賃金について審議するため、営農対策部会を開催したいと考えております。こちらは営農対策部会になりますので、田端委員と緒方委員と本田和登委員、井本久美子委員と岡本会長と永野職務代理者のほうの出席をお願いします。日時は4月の25日金曜日の午前中を考えておりますが、いかがでしょうか。4月25日金曜日、時間は午前10時から、場所はこちらの「ろくじ館」の研修室で、令和7年度の標準作業賃金について審議したいと思っておりますが、御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか、委員さん方は。

○12番
事務局

時間は。

午前10時です。朝10時から。よろしいでしょうか。

では、田端委員、緒方委員、本田委員、井本委員、岡本会長と永野職務代理者、4月25日金曜日、10時から「ろくじ館」、こちらの研修室のほうで、令和7年度標準作業賃金について審議を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、すみません、今回新たに委員さんになられた方、農業委員さん、推進委員さんの方ですが、スケジュールにこちらのほうに、青の冊子で農業委員会活動記録セットというのを置かせて頂いております。こちらは農業委員、最適化推進委員として活動した記録を記載していただくものです。

こちらの9ページをお開きください。今回の議案書の中に、活動記録のA3が入っていたと思っております。それがこちらの農業委員記録セットのほうに記載していただ

く形になります。

記載するところは13ページをお開きください。12ページに記載例が書いてあるんですけども、ここに活動した日時と活動時間——これは分単位でお願いします——と活動した場所と、会議に出席した場合は会議ですね、例えば農地がどこかなかなかと活動の相手がある場合、「農地をどこか探しているんですが」と相談を受けた場合の相手名ですね、それと下のほうの必要事項を御記入ください。

こちらの項目、上から2段目、日時の次に項目というのがありますが、こちらの項目につきましては、すみません、またページが戻ります、9ページに、1番、2番、3番、4番、5番、6番ということで、法令による農業委員会の権限事項等、こういう大項目、中項目、小項目というのが書かれております。こちらのほうに該当する項目、大項目、中項目、小項目を記載してください。

具体的には、次の10ページの下のほう、例えば朝、田んぼに行く際に周りの農地をちょっと確認したとかの場合は、活動項目としては9ページの3、中項目が①と小項目が1、現地確認ということになります。こういうふうに該当するところ、ここに12ページに、「こういう活動をした場合はこういう活動項目で項目を記載してください」というのがありますので、これを参考としながら記載してください。

これを毎月、活動した日時のときに記載していただいて、翌月の定例会、4月でしたら5月の定例会にこちらの活動記録セットを持ってきていただきますと、こちらのほうでコピーしてお返しします。これは農業委員会の活動等の実績として、県とか農業会議のほうに報告しなければなりませんので、こちらのほうは確実に記録のほうをよろしく願いいたします。

こちらの活動記録の青の冊子以外に、今、議案書に先ほど言いましたA3の活動記録簿というのが入っていたと思います。これが入っていたと思うんですけども、これが活動記録セットの中身と同じようになります。この場合は、先ほどの大・中・小項目に当てはまるどころ、ここに日にちを書いて、ここに丸をつけていただいて、活動時間とか場所とか、会議に出た場合は会議名等を記載して、このA3の提出でも構いません。記録簿をわざわざ持ってこなくても、このA3のほうにまとめてきて、このまとめてきたものを出されても、こちらでも大丈夫ですので、どちらか次回の定例会のときに持ってきていただきますよう、よろしく願いいたします。

分かりにくいところがあれば、また農業委員会のほうにお尋ねをください。

○1番
事務局

なら、今日んとは今日んとで会議と書いとってよかですか。

そうです、はい。今日んとは今日んとで書いてもらって、翌月、5月9日の定例会時に持ってきてください。お願いします。

また最後に、最適化推進委員さんの方の机の上には、A4で電話番号を記載する用紙が置いてあると思いますが、そちらのほうに自宅の電話番号と、また携帯番号

を御記入の上、机の上に置いておいていただきますよう、よろしく申し上げます。

それと、委員さんのほうは臨時総会も書いてください。4月1日の臨時総会の分も書いてください。最適化推進委員さんのほうは、すみません、電話番号を記載された後に机の上に置いて頂ければ結構です。

それとあと最後に、今から研修のほうに入りますが、研修の後に各委員さん、農業委員さんも推進委員さんも顔写真のほうを1枚撮らせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上となります。

会 長 いいですか。ただいま事務局からいろいろ連絡事項があったところですが、私のほうから一、二点漏れていたところがありますので、お願いします。

一番大事なことはですね、皆さんが1年間活動していただきます関係で、報酬があります。報酬を上期と下期に分けて2回、皆さん方の通帳に振り込むと、こういう形になります。したがって、報酬は農業委員も後ろにおられる最適化推進委員も甲佐町の場合同額にしておりますので、何も差をつけていることはありませんので、活動は全く一緒ですから、そういうことで、最適化推進委員の方も農業委員の方も活動していただきます。金額は大体、年間二十二、三万を、上期と下期に分けて振込ます。

それでお願いしたいのは、私たちは農業行政、いろいろ情報を得なくちゃいけませんので、日本農業新聞、これはぜひ購読をお願いしたいと思います。年間、上期と下期で4,200円ずつ徴収しますので、8,400円になりますので、それは上期と下期でそれぞれ徴収してまいりますので、来月は購読申込書を配付しますので、よろしく願いをしたいと思います。

それと、3年間これから活動してまいります。2年目には県外研修も実施をしますので、これは来年以降の話になりますけど、そういうことでお知らせだけはおきたいと思います。

私からは以上。特に新聞購読につきましては皆読の方針なので、皆さん、皆読で是非お願いしますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上です。

事務局長 これをもちまして、第1回定例農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

1 番

2 番